旭川市立愛宕小学校

学校いじめ防止基本方針

令和３年４月

はじめに

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では，これまでも「いじめは人として決して許されない行為」であること，また，「いじめは，どの学校でも，どの児童にも起こりうる」という危機意識をもち教職員一丸となり取組を進めてきたところです。いじめが疑われる事案が起こった場合は，いじめられている疑いのある児童を徹底的に守り抜き，いじめが疑われる行為をしている子どもにはその行為を許さず，毅然と指導し，その防止と対処に努めてきました。

いじめの問題は，人間関係のもつれ等に起因しているため，児童や教職員，保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え，家庭や地域と連携し，学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため，本校においては，「いじめ防止対策推進法」に基づき，「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに，学校いじめ対策組織を設置し，いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また，全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，市，教育委員会，家庭，地域住民その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

２　いじめの理解

（１）　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では，いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく，いじめを受けた児童（生徒）や周辺の状況を踏まえ，法の定義の下に判断し，対処します。

> 第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
> ２　この法律において「学校」とは，学校教育法第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
> ３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
> ４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

（２）　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては，次のようなものがあります。

- ○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ○　仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ○　金品をたかられる。
- ○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

（３）　いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します。

○　いじめの芽は，どの児童にも生じ得る。
○　いじめは，単に児童生徒だけの問題ではなく，大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。
○　いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，観衆の存在，傍観者の存在や，所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。
○　児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。
○　児童の発達の段階に応じた，人権に関する正しい理解，自他を尊重する態度，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

（４）　いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめに係る行為が止んでいること
　いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。

イ　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（５）　いじめの重大事態

重大事態とは，法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第２章　学校が実施するいじめの防止等の取組

１　本校のいじめの実情及び本年度の目標（指標）

（１）本校いじめの実情

令和２年度の本校のいじめの認知件数は０件であった。しかしながら，アンケートの結果により，子どもが不安を抱えている実態もあるので，引き続き細やかな対応を続けていく必要がある。

（２）本年度の目標

① いじめアンケート調査における「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」の回答率を１００％にする。

② 子どもたち同士の望ましい人間関係を醸成する学級経営を行う。

ア）児童一人一人の居場所がある学年・学級経営の充実

イ）「学校生活アンケート」「いじめアンケート」の効果的な活用

ウ）道徳と「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」を関連させた指導

③ 児童の主体的な取組を充実させる。

ア）全校遊びや交流給食など異学年との交流

イ）あいさつ運動の実施

ウ）いじめ防止標語コンクールの実施

④携帯安全教室の実施により，情報モラルの育成を図る。

⑤メディアアウトの取組強化

２　児童（生徒）が主体となった取組の推進

児童自らが，いじめの問題について考え，未然防止に主体的に取り組むことができるよう指導の充実を図る。

（１）児童会が中心となり「あいさつ」運動に取り組み，児童同士、児童と教職員がコミュニケーションを取ることで、豊かな人間関係を構築し、いじめの未然防止を図る。

（２）児童会が主体となって休み時間等に全校遊びなどの集会を行う。その内容は，児童が異学年の実態を考慮しながら楽しめるようなものを考えて企画運営する。その活動を通して豊かな人間関係を構築し，いじめ未然防止を図る。

（３）児童会が中心となり「いじめ防止標語コンクール」を実施し，大賞を学校のスローガンとして全校児童に紹介し，友達同士がお互いに日頃より優しい気持ちで接することができるようにする。

３　学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

校内に「いじめ・不登校対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置し、いじめの兆候や懸念、児童又は保護者や家庭からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加え，組織的にいじめの問題に対応する。

（２）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア）本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正

イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

ウ）本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施実見直し

（３）いじめ対策組織

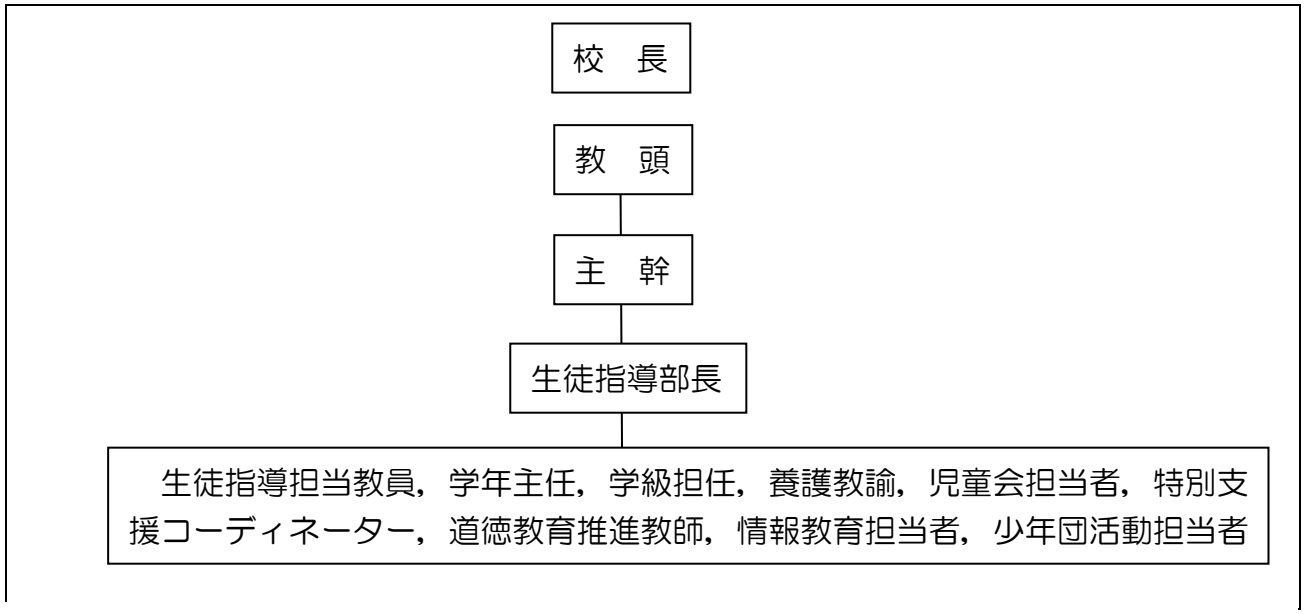

【年間計画やいじめ防止の取組の実施等】
児童の代表，保護者の代表，学校評議員

【いじめへの対処等】
スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等

４　いじめ防止の取組

（１）いじめについての共通理解

①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。

②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

②幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

②教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

①教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。

② 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

③ 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくもので

あることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1　自己有用感･･･他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2　自己肯定感･･･「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

（１）いじめの早期発見

日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。また，児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラー等の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

（２）いじめの積極的な認知

いじめを発見したり，通報を受けたりした場合は，些細な兆候であっても特定の教職員で抱え込むことなく速やかに学校全体で組織的に対応し，いじめを軽視することなく積極的に認知します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

○ 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
○ アンケート調査による発見
○ 学校以外の関係機関からの情報
○ 児童（本人を除く）からの情報
○ 児童（本人）の保護者からの情報
○ 養護教諭による発見
○ スクールカウンセラー等の相談員による発見
○ 本人からの訴え
○ 地域住民等からの情報
○ その他

⇩

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

○ 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

⇩

【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

□事実関係の把握　□いじめ認知の判断　□指導方針の確認　□個別指導の検討
□役割分担(対応チームの編成)　□全教職員による共通理解の形成　□関係機関との連携

⇩

【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

○ いじめを受けた児童への支援
○ 周囲の児童への働きかけ
○ 教育委員会への報告
○ いじめを行った児童への指導
○ いじめを受けた児童の保護者への支援
○ いじめを行った児童の保護者への助言
○ 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
○ 関係機関への相談（旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）
○ いじめの解消の判断

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校内	□いじめの行為から，徹底して守り通す。 □安全確保のための巡視体制を強化する。 □３か月を目安としたいじめ解消に向け，組織的に注視するとともに，継続して自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□他者の人権を侵す行為であることに気付かせ，他者の痛みを理解させる。 □いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	□周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	□いじめに関する事実経過を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□事実経過を説明し，家庭における指導を要請する。 □いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	□当該児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

⇩

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析
□事実の整理，指導方針の再確認
□必要に応じて外部の専門家等による助言

○ 学校体制の改善・充実
□生徒指導体制の点検・改善
□教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
□児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実
□児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の見直し
□豊かな心を育てる指導の工夫
□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を獲得させる指導など，授業改善の取組

○ 家庭，地域との連携強化
□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
□アンケート，学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
□ＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックシート

年　　組　氏名　　愛宕小いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。 □イライラして，物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり，泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の児童の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の児童を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の児童（生徒）を囲むように児童が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 □集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（少年団活動）	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の児童の分まで荷物を持たされる。 □部活動の後片付けを一人でやっている。 □部活動を休みがちになる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても，愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

◆児童(生徒)のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！
◆日常の児童とのふれあいを大切に！
◆気づいたことを，５Ｗ１Ｈ（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター
＜住　所＞
〒070-0040　旭川市１０条通１１丁目
＜電話番号＞
代　表　　０１６６－２６－５５００
子どもホットライン　０１２０－５２８－５０６（こんにちはコール）
＜受付時間＞
月・木　　８：４５～２０：００
火・水・金　８：４５～１７：１５

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）
＜住　所＞
〒078-８５０２　旭川市宮前１条３丁目３番１５号（旭川合同庁舎）
＜電話番号＞
０１２０－００７－１１０（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）
〈受付時間〉
月～金　８：３０～１７：１５

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）
＜住　所＞
〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館８階
＜電話番号＞
０１２０－３８８－２５６
＜受付時間＞
毎日２４時間

◆少年相談１１０番（北海道警察本部）
＜住　所＞
〒060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
＜電話番号＞
０１２０－６７７－１１０
＜受付時間＞
月～金　８：４５～１７：３０

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
事前に都合の良い日時をお知らせください。
旭川市立愛宕小学校　　ＴＥＬ３３－５８５３

６　いじめへの対処

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。

②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」＊Ｐ９参照の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります

③児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察関係機関等と連携し，適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

①いじめられた児童から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。

②いじめられた児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。

③必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

（３）いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止します。

②いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人格の発達に向けた指導を行います。

③事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行います。

（４）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

②学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識を深めます。

７　いじめの解消

（１）いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず，次の２つの要件が満たされている場合，解消と判断します。

①いじめられた児童へのいじめとされた行為が，目安として少なくとも３か月止んでいる状態が，継続していること。

②いじめられた児童本人及びその保護者に対し，面談等を行った結果，いじめられた児童が，心身の苦痛を感じていないと認められること。

（２）観察の継続

①いじめが「解消している」状態とは，あくまでも一つの段階に過ぎないため，いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ，「いじめ発見・見守りチェックシート」＊P９参照を活用するなど，児童や学級等の観察を注意深く続けます。

②いじめが解消していない段階では，いじめられた児童を徹底的に守り通し，安全・安心を確保します。

８　いじめの重大事態への対応

（１）重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③児童や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

＊重大事態か否かの判断は，「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

（２）学校における重大事態の対処

①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告し，「重大事態対応フロー図」＊３に基づいて対応します。

②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は，「学校いじめ対策組織」において実施し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

③調査結果は，被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

（３）重大事態対応フロー図

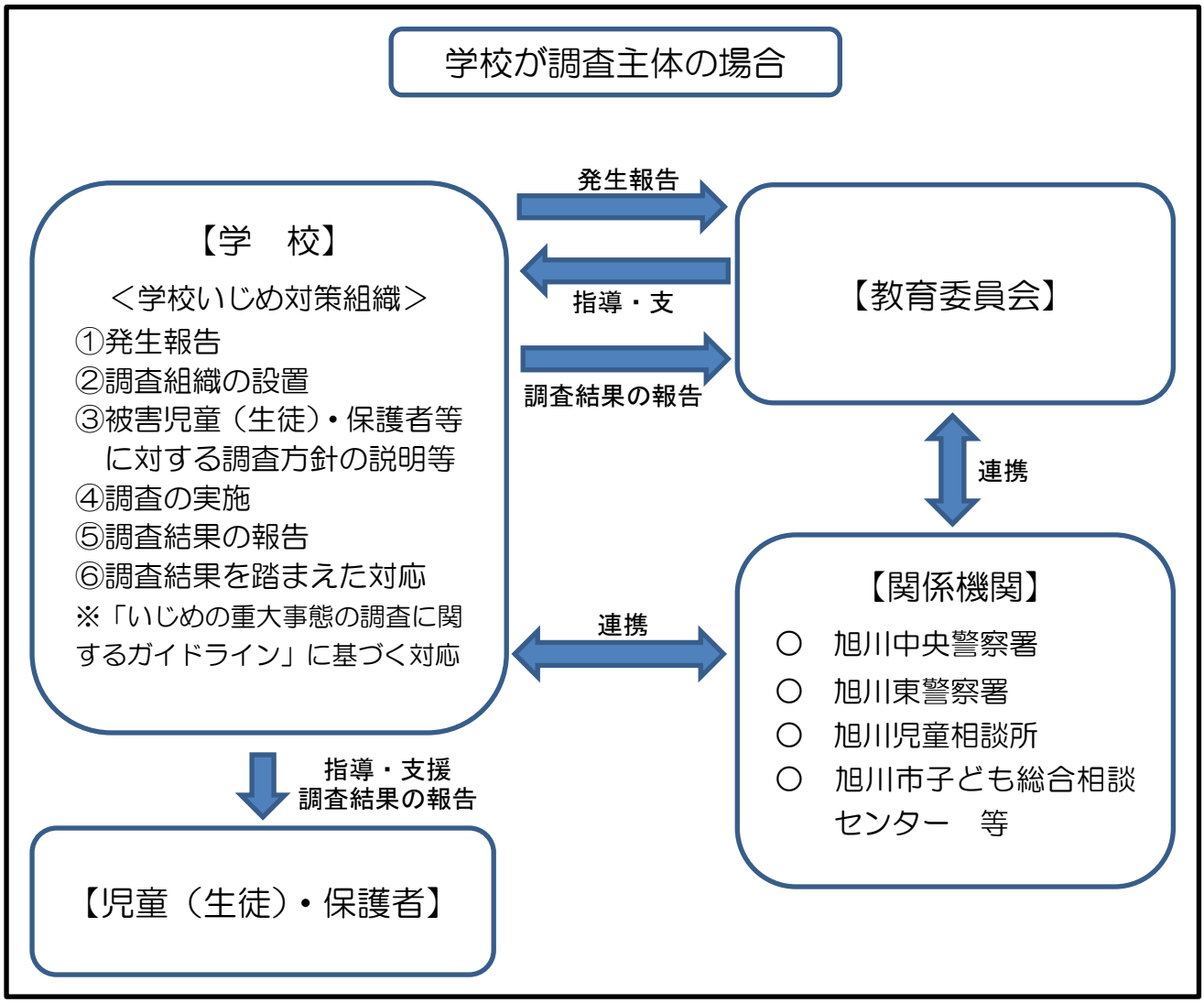

９　いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに，年度始めの保護者懇談会等における説明により，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性について認識を広めます。また，学校だよりや学校ホームページ等を通じて，いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し，家庭や地域と共通理解を図り，緊密に連携します。

１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

（１）情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
（２）学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。
（３）不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じ，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます

Ⅴ　学校いじめ防止プログラム

は，未然防止の取組　　は，早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童（生徒），保護者への説明内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（1）の内容の検討及び準備，運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（2）の内容検討及び準備，運営 ・アンケートの集計，分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・各種調査の実施方法の確認	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（3）の内容検討及び準備，運営 ・各種調査の結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価
	○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）	○校内研修（1） ・児童理解研修①	○校内研修（2） ・教育相談の在り方	○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）	○校内研修（3） ・児童理解研修②	○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）
				○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○校下小中学校との連携 ・小中連携会議等①	
			○道教委いじめ問題への取組状況の調査①			
	○学校ネットパトロール（毎月実施）		○教育相談①	○市教委いじめに関する実態調査①		○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間)	○いじめアンケート調査①	○道教委いじめアンケート調査①	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時
	○学習及び生活の基礎づくり	○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言　等	○いじめ・非行防止強化月	○各種調査の実施	○異学年交流 ・交流給食等	
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」	○花いっぱい運動（人権の花等）				
家庭・地域	○保護者懇談会 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発等	○PTA春の環境整備 ・花壇つくり	○東部地区生徒指導協議会 ・児童の指導情報の交流	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより　・参観日　等	○「旭川市生徒指導研究協議会」の情報公開	○地域との連携及び交流 ・地域公開参観日等
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開			○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針		
	○家庭訪問			○愛宕地区児童生徒健全育成 推進協議会①		
	○チェックリストの活用（通					
	○いじめに関わる情報収集（通					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（4）の内容の検討及び準備，運営 ・前期の取組の点検・評価 ・後期の重点の検討 ○中間学校評価 ・いじめの防止等に関わる ○あたご小，私の未来プロジェクト企画・運営	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②（児童） ○教育相談①（保護者）	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価項目の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる ○市教委いじめに関する実態調査②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ○校下小中学校との連携 ・小中連携会議等②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（4）の内容の検討及び準備，運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修（4） ・インターネット上で行われるいじめへの対応	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた，学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下中学校との連携 ・進学に伴う情報交換　等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童生徒	○いじめ・非行防止強化月 ○あたご小，私の未来プロジェクト授業 ○あたごクリーン作戦	○いじめアンケート調査② ○教育相談（児童）②	○道教委いじめアンケート調査②	○生徒会・児童会を通じての小中連携 ・メディアアウトの取組等	○スマホ・携帯安全教室の実施	
家庭・地域	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公	○保護者との教育相談① ○東部地区生徒指導協議会 ・中学校生徒指導部との交	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等 ○愛宕地区児童生徒健全育成 推進協議会②	○東部地区生徒指導協議会 ・児童の指導情報の交流	○スマホ・携帯安全教室への保護者の参加呼びかけ ○学校関係者評価の実施 ○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等